

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約同意書・

利用の欠格事由に該当しない旨の誓約書

(求人者用)

(↓いずれかにレ点)

当社 (当団体)

私 は、官民人材交流センター求人・求職情報提供事業利用規約 (求人者用) に同意し、これを遵守します。

また、次頁 1 から 3 までのいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、

(↓ 4 つのうちのいずれかにレ点)

利用資格に係る身分確認のため役員名簿を提出し、当該名簿を警察に提供することについて同意します。

法律の規定に基づき行政庁の設立の認可又は認定等を受け行政庁による監督その他の関与の下で業務の運営を行っている以下の法人に該当するので、役員名簿の登録を省略します。

| | |
|--|--------------------|
| (↓該当する種別のいずれかの記号に○。その場合は設立の根拠となる法律名も記載) | |
| ア. 独立行政法人 | イ. 国立大学法人・共同利用機関法人 |
| ウ. 地方独立行政法人 | エ. 公益社団法人・公益財団法人 |
| オ. 特定非営利活動法人 | カ. 社会福祉法人 |
| キ. 医療法人 | ク. 更生保護法人 |
| ケ. 中小企業等協同組合 (事業協同組合・事業協同小組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合) | |
| コ. 私立大学又は私立高等専門学校を設置する学校法人 | |
| サ. 銀行・銀行持株会社 | シ. 保険会社・保険持株会社 |
| ス. 信用金庫 | セ. 労働金庫 |
| ソ. 特殊法人、認可法人、共済組合その他の特別の法律により設立される法人 (行政庁による監督・関与が法律上規定されているものに限る) → 設立の根拠となる法律名 () | |

暴力団排除条項について、以下に係る許認可等を受けた際に確認済みであるので、役員名簿の登録を省略します。

| | |
|--------------------------------|-------------------------|
| (↓該当するもののいずれかの記号に○。関係機関や番号も記載) | |
| a. JPX の証券市場に上場している企業 | → (上場市場:) 銘柄コード: () |
| b. 金融商品取引業者 | → (管轄財務局等:) 登録番号: () |
| c. 職業紹介事業者 | d. 労働者派遣事業者 |
| → (管轄労働局:) 許可番号: () | |
| e. 宅地建物取引業者 | → (免許行政庁:) 免許番号: () |
| f. 建設業者 | → (許可行政庁:) 許可番号: () |
| g. 建設コンサルタント | h. 地質調査業者 |
| i. 賃貸住宅管理業者 | |
| → (管轄地方整備局等:) 登録番号: () | |
| j. 警備業者 | → (管轄公安委員会:) 認定番号: () |
| k. 経営革新等支援機関 | |
| l. その他 → 許認可等の内容、管轄行政庁及び番号 () | |
| → 許認可等に係る暴力団排除の規定 () | |

国の機関又は地方公共団体の機関に該当するので、役員名簿の登録を省略します。

(↓職業紹介事業者等に利用申込みを代行させる場合には、○をつけた上で職業紹介事業者等の名称等を記入してください)

| | |
|--|--|
| 以下の職業紹介事業者等に官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用申込み手続きを委任します。 | |
| 職業紹介事業者等 (法人等) 名 | |
| 事業所 (支店等) 名 | |

年 月 日

所在地又は住所

社名 (団体名) 及び代表者名

※自署でない場合は、本件責任者及び担当者の氏名も併記すること

記

- 1 過去2年以内に、求人者の業務に関し当該求人者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。下記3まで同じ。）若しくは役員であった者が公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6）、贈賄罪（同法第198条）その他センターが定める罪に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合における当該求人者（無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合を除く。）
- 2 過去2年以内に、公務員（公務員になろうとする者及び公務員であった者を含む。）が収賄罪（刑法第197条から第197条の4まで）に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合（無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合を除く。）において、求人者又はその役員若しくは役員であった者が当該求人者の業務に関し当該公務員に対して賄賂を供与し、又はその約束をしていた場合における当該求人者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）、役員のうち暴力団員に該当する者がある法人その他の団体又は暴力団員がその事業活動を支配する求人者